



# 鳥取県公報

平成 19 年 4 月 6 日 (金)  
第 7 8 7 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	自動車税の収納の事務の委託 (334) (税務課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (335) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (336) (〃) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (337) (〃) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (338) (〃) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (339) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	建築士法第 15 条第 3 号に規定する者の認定基準の一部改正 (340) (景観まちづくり課) . . . . . 4
◇ 教委告示	連携科目等の指定等 (8) (高等学校課) . . . . . 4
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (障害福祉課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第334号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、平成19年度における自動車税（平成19年4月1日を賦課期日とするものに限る。）の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委託契約の相手方  
地銀ネットワークサービス株式会社  
株式会社ファミリーマート  
株式会社ポプラ  
株式会社ローソン
- 2 委託年月日  
平成18年12月20日

## 鳥取県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会 会長 川上 祐一	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	通所介護	平成19年4月1日

## 鳥取県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 地域でくらす会	米子市内町122	ケアプランセンター 蔵まち	倉吉市幸町529	平成19年4月1日

**鳥取県告示第 337 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会 会長 川上 祐一	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	介護予防通所介護	平成19年4月1日

**鳥取県告示第 338 号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	児童デイサービス	平成19年4月1日
〃	〃	鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	〃	〃

**鳥取県告示第 339 号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-----	------------	--------------------------	---------------------------	-------------	-------

社会福祉法人 地域でくらす 会	米子市内町122	日中活動まちくら	米子市内町122	生活介護、就 労継続支援	平成19年4月 1日
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	吾亦紅	米子市彦名町2850- 1	生活介護、就 労継続支援	”

**鳥取県告示第340号**

平成10年鳥取県告示第270号（建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について）の一部を次のように改正し、平成19年4月6日から施行する。

平成19年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準</u></p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>防衛省設置法</u>（昭和29年法律第164号）による防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>7 略</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 <u>防衛庁設置法</u>（昭和29年法律第164号）による防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>7 略</p>

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第8号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年4月6日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称  
学校法人 i s m 若葉学習会専修学校

## 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
国際ビジネス	国際ビジネス

## 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
簿記	簿記

## 4 指定及び指定の解除をした年月日

平成19年3月31日

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県心身障害者扶養共済システム開発等業務 一式

## (2) 仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

契約締結の日から平成19年8月31日（金）まで

## (4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部障害福祉課

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 入札日までの間に、平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年4月13日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成19年4月6日（金）から同年5月7日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 平成19年4月6日（金）から同年5月7日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225

号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。)でないこと。

(5) 平成14年4月1日以降に国又は地方公共団体と同種の業務を履行又は履行中の実績を有すること。

(6) 平成18年9月12日付鳥取県公報で調達公告を行った「情報システム構築に係る基本設計等業務」を受託した者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部障害福祉課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室

電話 0857-26-7866

メールアドレス shougai Fukushi@pref.tottori.jp

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

平成19年4月6日(金)から同月12日(木)までの間に鳥取県のインターネットホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/oshirase/index.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時期

平成19年4月6日(金)から同月12日(木)までの日(日曜日及び土曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便による入札

不可とする。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年5月7日(月)午後2時

鳥取県庁福祉保健部会議室(鳥取県庁本庁舎2階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に平成19年4月25日(水)午後2時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)

第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。